

令和7年度 第2回東松山市空家等対策協議会 次第

日時：令和8年1月26日（月）午後2時～

会場：総合会館3階 302会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 管理不全空家等の認定について

(2) 東松山市移住促進空き家利活用補助金交付制度の見直しについて

4 報 告

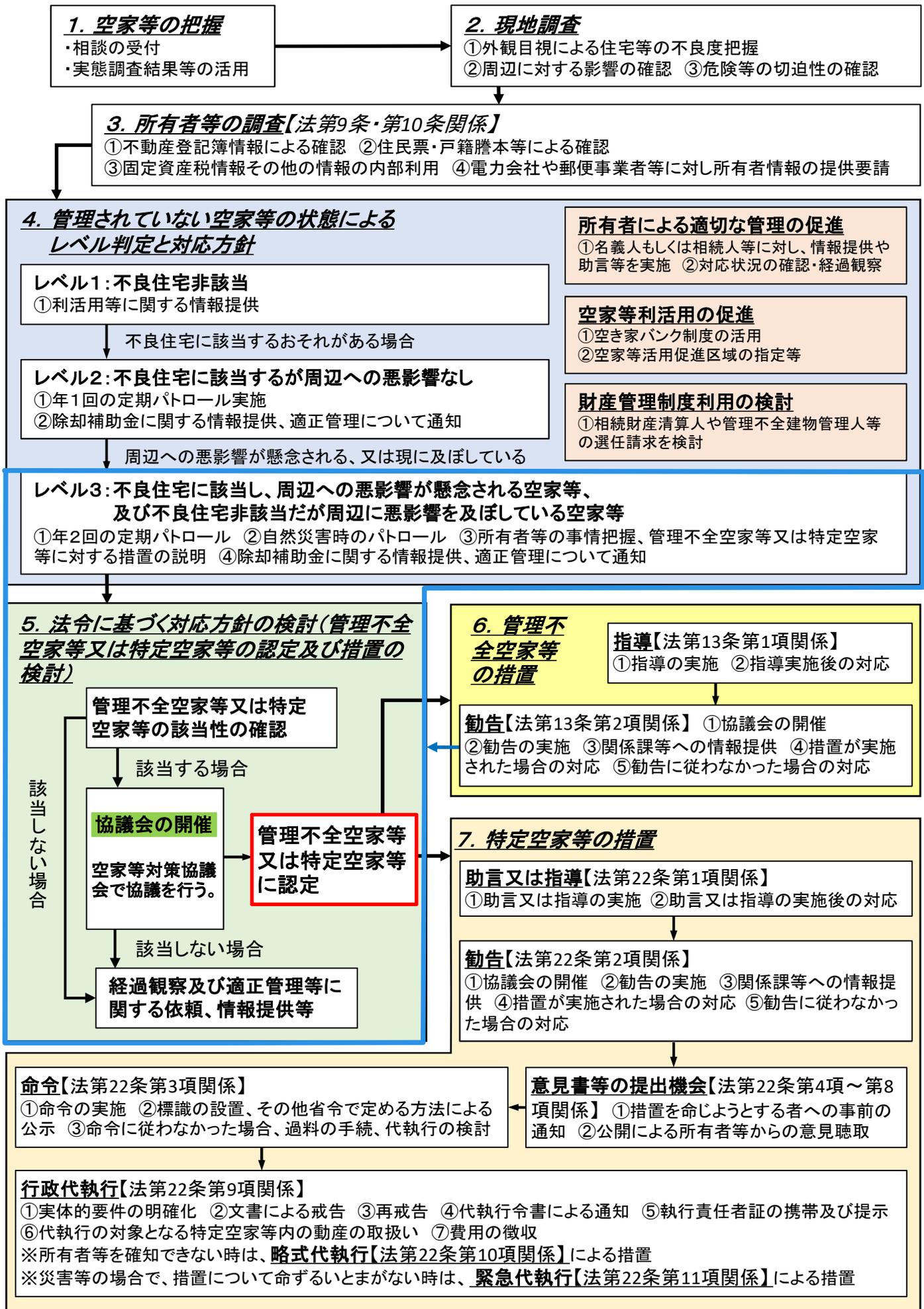
(1) 令和8年度東松山市空き家実態調査の手法について

(2) 官民連携による空き家対策について

5 閉 会

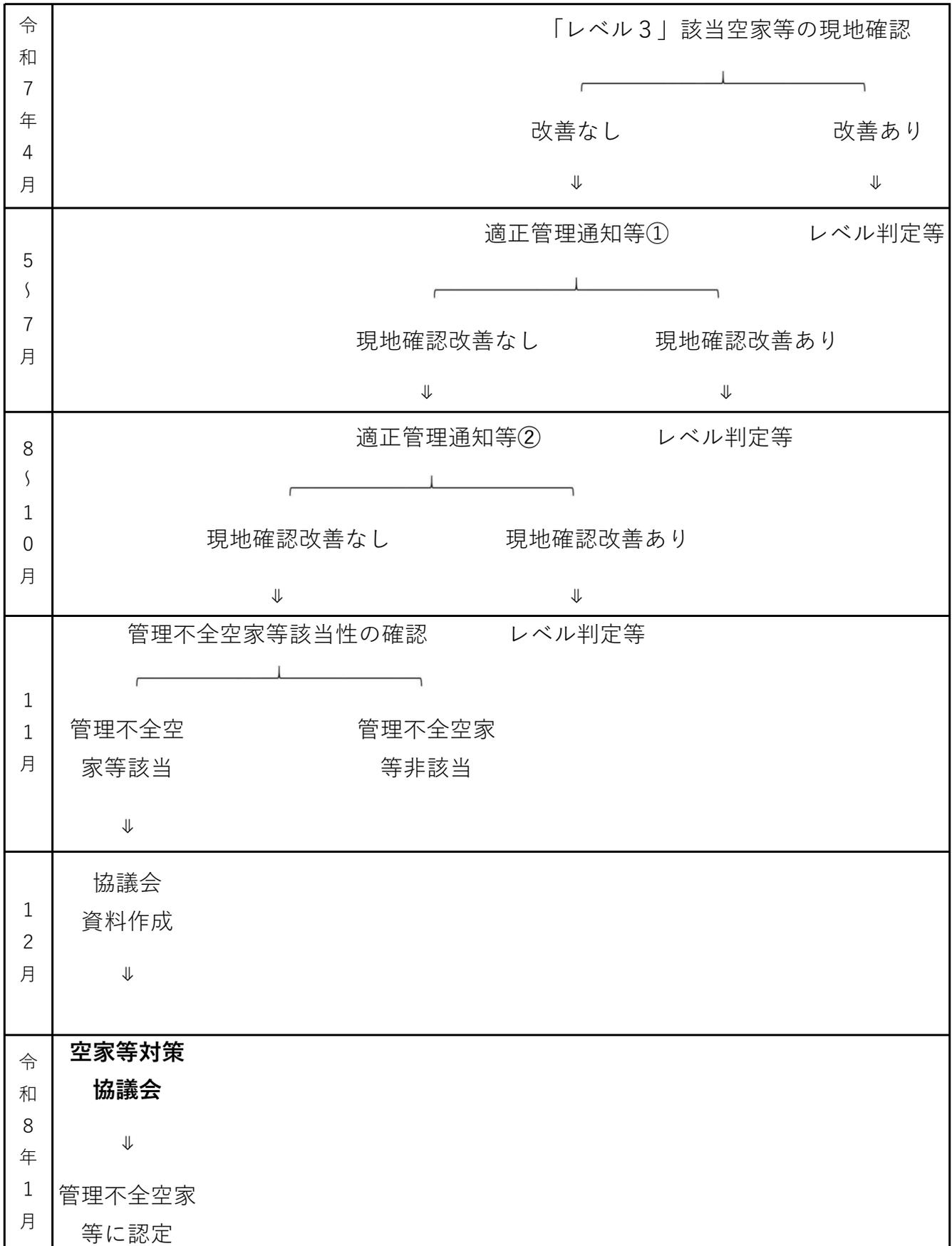
※「管理不全空家等及び特定空家等の措置に関する対応マニュアル」より抜粋

「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置」対応手順フロー図



□ : 今回該当部分

「管理不全空家等認定」 対応手順フロー図



管理不全空家等判定基準 (管理不全空家等及び特定空家等判定方法マニュアルより)

		調査項目	判定	
1 保安上危険に関して参考となる基準	(1) 建築物等の倒壊	①建築物	構造部材に破損、変形、腐朽、蟻害、腐食等が発生している。	
			室内への雨水の侵入又は構造部材が雨水等により腐朽している。	
			屋根材のみの軽微な落ち込みや浮き上がりなどの変形、破損などが確認できる。	
			外装材、外壁の仕上げ材料に軽微な剥落、腐朽、破損又は腐朽、破損等があり、剥落・飛散などのおそれがある。	
			外壁のモルタルやタイル等の外装材に軽微な浮き上がりが生じている。	
			基礎、土台に軽微な破損、腐朽、蟻害、腐食等が生じている。	
			柱、はりに軽微な破損、腐朽、蟻害、腐食等が生じている。	
			壁体に軽微な破損、腐朽、蟻害、腐食等が生じている。	
		②門、塀屋外階段等	門又は塀の構造部材に軽微な破損、腐朽、蟻害、腐食等が生じている。	
			屋外階段の手すりや格子にぐらつき、傾きがある。	
	屋外階段のブラケットのはずれ、取付けビスのゆるみやはずれがある。			
	③立木	屋外階段の構造部材に軽微な破損、腐朽、蟻害、腐食等が生じている。		
		立木の伐採、補強等がなされておらず、腐朽がある。		
	(2)擁壁の崩壊		擁壁表面に水がしみ出し、流出している。	
			擁壁部材が変状、ひび割れしている。	
			擁壁の水抜き穴の掃除等がなされておらず、排水不良になっている。	
	(3) 部材等の落下	①外装材 屋根ふき材、手すり材、看板等	外装材の軽微な浮き上がりや破損又は支持部材が破損、腐食等している。	
			上部に存する看板、給湯設備、屋上水槽、雨樋等が破損又はその支持部材が破損、腐食等している。	
			その他アンテナ、煙突、空調設備、配管など屋根や外壁等にある建物の付属物の支持部材が破損、腐食等している。	
		②軒、バルコニー、その他の突出物	軒の支持部分に破損、腐朽等がある。	
			バルコニーその他の突出物の支持部分に破損、腐朽等がある。	
		③立木の枝	立木の大枝の剪定、補強がなされておらず、折れ又は腐朽が生じている。	
		(4) 部材等の飛散	①屋根ふき材、外装材、看板等	屋根ふき材が破損又は支持部材が破損、腐食している。
外装材の軽微な浮き上がりや破損又は支持部材が破損、腐食等している。				
看板又は支持部材が破損、腐食等している。				
雨樋又は支持部材が破損、腐食等している。				
	その他アンテナ、煙突、空調設備、配管など屋根や外壁等にある建物の付属物の支持部材が破損、腐食等している。			
②立木の枝	立木の大枝の剪定、補強がなされておらず、折れ又は腐朽が生じている。			

2 な 関 衛 る 生 上 基 参 有 準 考 害 と に	(1)石綿の飛散	吹付け石綿の周囲の外装材又は石綿使用部材に破損等がある。		
	(2)健康被害の誘発	①汚水等	排水設備（浄化槽、排水枡、蓋等）に破損等がある。	
		②害虫等	敷地内に常態化した水たまりが存在する。 敷地内に大量のごみ等が散乱している。	
		③動物の糞尿等	敷地内に動物の棲みつきが確認でき、駆除等の対策が取られた形跡がない。	
3 景観悪化に関して参考となる基準		屋根や外壁等が色褪せをしており、補修されていない。 看板等が色褪せ、破損又は汚損しており、補修されていない。 敷地内に大量のごみ等が散乱している。		
4 関 周 し 辺 て の 参 生 考 活 と 環 境 なる 基 保 準 全 への 影 響 に	(1)汚水等による悪臭の発生	排水設備（浄化槽、排水枡及び蓋等）の破損等又は封水が切れている。		
		敷地内に動物の棲みつきが確認でき、駆除等の対策が取られた形跡がない。		
		敷地内に大量の腐敗したごみ等がある。		
		敷地内に動物の糞尿の痕跡がある。		
	(2)不法侵入の発生	開口部（窓ガラス等）等に破損がある。		
	(3)落雪による通行障害等の発生	通常の雪下ろしがなされていないことが認められる。		
雪止めに破損等がある。				
(4)立木等による破損・通行障害等の発生	立木の枝等の剪定の形跡がなく、立木の枝等が道路にはみ出している。			
	枯損した立木及び枝等の管理・清掃がされていない。			
(5)動物等による騒音の発生	敷地内に動物の棲みつきが確認でき、駆除等の対策が取られた形跡がない。			
(6)動物等の侵入等の発生	敷地内に動物の棲みつきが確認でき、駆除等の対策が取られた形跡がない。			
	敷地内に動物の毛や羽毛等の飛散がある。			

判定欄について

○の場合：調査項目に該当するもの

◎の場合：調査項目に該当し、周辺への影響と危険の切迫性があるもの

東松山市移住促進空き家利活用補助金交付制度の見直しについて

1 現行制度の趣旨

本補助制度は市内の空き家を有効活用し、定住人口の増加を図るため、市外から転入する者又は、市外から転入する者に空き家を提供する者に対して補助金を交付するものです。

2 現行制度の主な要件

- ・ 補助対象者 市外から転入して空き家を利用する者（空き家利用者）
空き家利用者に空き家を売却、賃貸する者（空き家所有者）
※個人事業者及び法人は除く
 - ・ 補助対象空き家 空き家バンクに登録された物件
 - ・ 補助対象事業 空き家の購入、リフォーム
 - ・ 補助金額 購入 25 万円、リフォーム 20 万円、加算額各 5 万円
- {
- ・ 子育て世帯
 - ・ 三世帯同居・近居
 - ・ 市内事業所勤務者
 - ・ 市内業者施工

3 実績

過去 5 年間の交付実績は、2 件 70 万円となっている。

4 課題の整理

(1) 空き家に対する需要が少ない。

一般的に住替え先を検討する際には、賃貸住宅、新築住宅、中古住宅の順に検討されるケースが多く、空き家は選択肢として後順位になりやすい。この傾向を、行政の取組によって大きく変えることは困難である。

(2) 補助要件が厳しい。

空き家バンク登録が必須なことに加え、対象者を転入者に限定しているため、補助制度が活用されにくい構造になっている。空き家バンク制度は、市が空き家利活用の窓口となることで相談者に安心感を与えられるメリットがある一方で、民間業者に直接相談できる方にとっては必ずしも利用価値が高いとは言えず、空き家有効活用に向けた手段の一つとしての位置づけである。

5 見直し案

内容	見直し後	現行
名称と趣旨	東松山市空き家利活用補助金 市内の空き家の有効活用の促進を図るため、空き家を利用する者又は提供する者に対して補助金を交付するもの	東松山市移住促進空き家利活用補助金 市内の空き家を有効活用し、定住人口の増加を図るため、市外から転入する者又は、市外から転入する者に空き家を提供する者に対して補助金を交付するもの
補助対象空き家	概ね1年以上居住又は使用がなされていないと市が判断する空き家	「東松山市空き家バンク」に登録している空き家
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家利用者 空き家を購入又は賃借して5年以上居住する予定である方 ・ 空き家所有者 補助対象空き家を空き家利用者に売却及び賃貸する方 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家利用者 空き家を購入又は賃借して市外から転入し5年以上居住する予定である方 ・ 空き家所有者 「東松山市空き家バンク」に登録した空き家を所有している方

6 見直し後の補助金額及び限度額

補助対象事業	補助対象者	補助金の額	補助金限度額	
			基準額	加算額
購入	空き家利用者	購入費用の1/2以内	25万円	(1) 子育て世帯 5万円 (2) 三世帯同居・近居 5万円 (3) 市内事業所勤務者 5万円 (4) 転入者 5万円
リフォーム	空き家利用者	リフォーム工事費用の1/2以内	20万円	(1) 子育て世帯 5万円 (2) 三世帯同居・近居 5万円 (3) 市内事業所勤務者 5万円 (4) 転入者 5万円 (5) 市内業者施工 5万円
	空き家所有者		20万円	(1) 市内業者施工 5万円

基準額

購入
25万円
+
リフォーム工事
20万円

加算額

各々5万円
 ◇子育て世帯
 ◇三世帯同居・近居
 ◇市内事業所勤務者
 ◇市内業者施工
 ◇転入者

**最大
70万円**

○東松山市移住促進空き家利活用補助金交付要綱

平成29年3月30日

決裁

改正 令和3年3月5日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の空き家を有効活用し、定住人口の増加を図るため、市外から転入する者又は市外から転入する者に空き家を提供する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、東松山市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和48年東松山市規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるものでその用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）で、現に居住し、又は使用していないものをいう。
- (2) リフォーム工事 居住の用に供する部分の機能又は性能を維持又は回復させるための修繕、補修、模様替え、更新、取替等の工事をいう。
- (3) 子育て世帯 18歳未満の子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を含む。）がいる世帯をいう。
- (4) 親世帯 前号に規定する子の祖父又は祖母を含み構成される世帯をいう。
- (5) 三世代同居・近居 子育て世帯とその親世帯が同居し、又は直線距離で2キロメートル以内に居住することをいう。
- (6) 市内業者 市内に住所を有する個人事業者又は市内に本店（主たる営業所を含む。）又は支店若しくは営業所を有する法人をいう。

(7) 市内事業所勤務者 市内の事業所に勤務等する者をいう。

(補助対象空き家)

第3条 補助の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 東松山市空き家バンク事業実施要綱（平成29年3月24日決裁。以下「実施要綱」という。）に基づく東松山市空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）に登録しており、売買又は賃貸借するもの

(2) 昭和56年6月1日時点の建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく耐震基準を満たしているもの及び第12条に定める実績報告までに耐震改修工事により当該耐震基準を満たすもの

(補助対象者)

第4条 補助の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 実施要綱第9条の規定により空き家バンクの利用申込書を提出した者で、市外から市内に転入して5年以上居住する意思があるもの（以下「空き家利用者」という。）

(2) 実施要綱第4条の規定により空き家バンクに登録の決定を受けた者で、空き家利用者に空き家を売却又は賃貸するもの（以下「空き家所有者」という。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この要綱による補助金を受けることができない。

(1) 市税の滞納がある者

(2) 空き家利用者にあつては、3親等内の親族から空き家を購入又は賃借する者

(3) 空き家所有者にあつては、3親等内の親族に空き家を売却又は賃貸する者

(4) 個人事業者及び法人

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 空き家利用者による、空き家所有者からの空き家の購入
- (2) 空き家利用者又は空き家所有者が発注する空き家のリフォーム工事
（補助対象経費）

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助対象経費としない。

- (1) 土地購入の費用
- (2) 契約、登記、仲介手続等に要する費用並びに租税公課
- (3) ガスコンロ、照明等及びエアコン等の家電製品の設置及び取替の費用
- (4) 外構工事の費用
- (5) 増築工事の費用
- (6) その他市長が不相当と認めたもの
（補助金の額等）

第7条 補助金の額及び補助金限度額は、別表のとおりとする。

2 補助金の交付回数は、次のとおりとする。

- (1) 第5条第1号の購入に対する補助は、同一世帯（同居世帯を含む。）に対して1回を限度とする。
- (2) 第5条第2号のリフォーム工事に対する補助は、同一物件に対して1回を限度とする。

（交付申請）

第8条 規則第4条第1項の申請書の様式は、東松山市移住促進空き家利活用補助金交付申請書（様式第1号）のとおりとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項に規定する申請書に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、空き家の売買契約が成立している場合は、契約成立後30日以内に提出するものとする。

- (1) 空き家利用者が購入する場合

- ア 売買契約書案、売買契約しようとする内容が分かる書類又は売買契約書の写し
 - イ 第3条第2号であることが分かる書類
 - ウ 市税納税証明書（市税が賦課されていない者にあつては申告書（様式第2号））
 - エ 誓約書（様式第3号）
 - オ その他市長が必要と認めるもの
- (2) 空き家利用者がリフォーム工事を発注する場合
- ア リフォーム工事に係る見積書の写し
 - イ 工事着工前の写真（リフォーム工事に係る部分）
 - ウ 第3条第2号であることが分かる書類
 - エ 市税納税証明書（市税が賦課されていない者にあつては申告書（様式第2号））
 - オ 誓約書（様式第3号）
 - カ 空き家所有者の同意書（空き家を賃借する場合）
 - キ その他市長が必要と認めるもの
- (3) 空き家所有者がリフォーム工事を発注する場合
- ア リフォーム工事に係る見積書の写し
 - イ 工事着工前の写真（リフォーム工事に係る部分）
 - ウ 第3条第2号であることが分かる書類
 - エ 市税納税証明書（市税が賦課されていない者にあつては申告書（様式第2号））
 - オ 誓約書（様式第3号）（空き家利用者のもの）
 - カ その他市長が必要と認めるもの
- 3 補助金の交付を受けようとする者が補助金限度額の加算を受ける場合は、前2項に定める書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。
- (1) 三世代同居・近居の場合
- ア 補助対象空き家と親世帯が居住する家の位置が分かる案内図（同居の

場合は除く。)

イ その他市長が必要と認めるもの

(2) 市内事業所勤務者の場合

ア 市内の事業所に勤務等していること又は勤務等することが分かる書類

イ その他市長が必要と認めるもの

(交付決定等)

第9条 市長は、前条第1項に規定する補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは東松山市移住促進空き家利活用補助金交付決定通知書(様式第4号)により、交付しないことを決定したときは東松山市移住促進空き家利活用補助金不交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知する。

(補助対象事業の着手等)

第10条 補助対象事業の着手は、原則として前条第1項に規定する交付決定通知書の受領後、速やかに行うとともに、誠実に実施しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、交付決定を受ける前であっても第5条第1号の補助対象事業は着手することができる。この場合において、申請者は、交付決定を受ける前に行った補助対象事業が、規則第5条第1項に規定する審査の結果、この要綱に定める補助の要件を満たさない等により補助を受けることができないことがあることを承諾した上で、補助対象事業に着手するものとする。

(変更承認申請等)

第11条 規則第6条第1項第1号の市長が定める軽微な変更は、変更内容が交付目的に反せず、かつ、大幅な変更でないものとする。

2 第9条第1項に規定する交付決定通知書を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定により補助対象事業を変更し、又は中止し、若しくは廃止する場合は、東松山市移住促進空き家利活用補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合において、補助対象事業の変更等を承認するときは、補助事業者に対し、東松山市移住促進空き家利活用補助事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（実績報告）

第12条 規則第12条の報告書の様式は、東松山市移住促進空き家利活用補助金事業実績報告書（様式第8号）のとおりとする。

- 2 補助事業者は、前項に規定する報告書に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 空き家利用者が購入した場合

- ア 空き家利用者の転入後の住民票
- イ 売買契約書の写し
- ウ 購入費用の領収書の写し
- エ その他市長が必要と認めるもの

(2) 空き家利用者がリフォーム工事を発注した場合

- ア 空き家利用者の転入後の住民票
- イ 工事契約書の写し
- ウ リフォーム工事費用の領収書の写し
- エ リフォーム工事の施工中及び完成時の写真
- オ その他市長が必要と認めるもの

(3) 空き家所有者がリフォーム工事を発注した場合

- ア 空き家利用者の転入後の住民票
- イ 工事契約書の写し
- ウ リフォーム工事費用の領収書の写し
- エ リフォーム工事の施工中及び完成時の写真
- オ その他市長が必要と認めるもの

- 3 補助事業者が、補助金限度額の加算を受ける場合は、前2項に定める書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、前項で提出し

たものを除く。

(1) 子育て世帯の適用を受ける場合

ア 空き家利用者が転入した後の世帯全員の住民票（続柄が分かるもの）

イ その他市長が必要と認めるもの

(2) 三世帯同居・近居の適用を受ける場合

ア 空き家利用者が転入した後の世帯全員の住民票（続柄が分かるもの）

イ 子育て世帯と親世帯の関係が分かる戸籍謄本等

ウ その他市長が必要と認めるもの

(3) 市内事業所勤務者の適用を受ける場合

ア 市内の事業所に勤務等していることが分かる書類（第8条第3項第2号アで提出した場合は除く。）

イ その他市長が必要と認めるもの

4 補助事業者は、補助対象事業完了後30日又は年度ごとに市長が定める報告期限のいずれか早い期日までに報告書を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 規則第13条の補助金の額の確定通知の様式は、東松山市移住促進空き家利活用補助金額確定通知書（様式第9号）のとおりとする。

（補助金の交付）

第14条 前条に規定する補助金額確定通知書を受けた補助事業者は、速やかに東松山市移住促進空き家利活用補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（書類の整備等）

第15条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入、支出等についての帳簿及び証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(財産処分の制限)

第16条 規則第16条ただし書の市長が定める期間は、補助対象事業が完了した翌日から起算して5年間とする。

2 補助事業者は、規則第16条の規定に基づき、補助対象事業により取得した財産の処分について承認を得ようとするときは、東松山市移住促進空き家利活用補助金に係る財産処分承認申請書(様式第11号)により市長に承認を受けなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月5日決裁)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第4条、第7条関係)

区分	補助対象事業	補助対象者	補助金の額	補助金限度額	
				基準額	加算額
購入	空き家の購入	空き家利用者	補助対象経費の2分の1以内の額	25万円	(1) 子育て世帯の場合 5万円 (2) 三世帯同居・近居の場合 5万円 (3) 市内事業所勤務者の場合 5万円
リフォーム工事	空き家の居住の用に供する部分のリフォーム	空き家利用者	補助対象経費の2分の1以内の額	20万円	(1) 子育て世帯の場合 5万円 (2) 三世帯同居・近居の場合 5万円 (3) 市内事業所勤務者

工事			の場合 5万円 (4) 市内業者が施工の場合 5万円
	空き家所有者	20万円	(1) 市内業者が施工の場合 5万円

備考

- 1 補助金の額は、基準額と加算額のうち適用となる全ての項目の額を合算して得た額と補助対象経費の2分の1以内の額とを比較し、いずれか少ない方の額とする。
- 2 補助金の額は、算出した金額に1,000円未満の端数がある場合これを切り捨てた額とする。
- 3 空き家利用者が、購入とリフォーム工事を同時に行う場合は、補助金限度額の加算は、どちらか一方のみとする。
- 4 市内業者が施工の場合以外の、加算項目については実績報告時に、その要件を満たしていることとする。

東松山市移住促進空き家利活用補助金交付要綱の一部改正

新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>東松山市_____空き家利活用補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>市内の空き家の有効活用の促進を図るため、空き家を利用する者又は空き家を提供する者に対し、</u> _____予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 転入者 市外から市内に転入する者をいう。</u></p> <p>(補助対象空き家)</p> <p>第3条 補助の対象となる空き家(以下「補助対象空き家」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) <u>概ね1年以上居住又は使用がなされていないと市が判断するもの</u> _____ _____ _____</p> <p>(2) 略</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第4条 補助の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) <u>補助対象空き家を購入又は賃借して</u></p>	<p>東松山市<u>移住促進</u>空き家利活用補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>市内の空き家を有効活用し、定住人口の増加を図るため、市外から転入する者又は市外から転入する者に空き家を提供する者に対し、</u>予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(補助対象空き家)</p> <p>第3条 補助の対象となる空き家(以下「補助対象空き家」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) <u>東松山市空き家バンク事業実施要綱(平成29年3月24日決裁。以下「実施要綱」という。)に基づく東松山市空き家バンク(以下「空き家バンク」という。)に登録しており、売買又は賃貸借するもの</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第4条 補助の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) <u>実施要綱第9条の規定により空き家</u></p>

<p><u>5年以上居住する意思がある者</u></p> <hr/> <p>_____ (以下「空き家利用者」という。)</p> <p>(2) _____ _____ 空き家利用者に空き家を売却又は賃貸するもの(以下「空き家所有者」という。)</p> <p>2 略</p> <p>第5条～第7条 略 (交付申請)</p> <p>第8条 規則第4条第1項の申請書の様式は、東松山市_____ 空き家利活用補助金交付申請書(様式第1号)のとおりとする。</p> <p>2～3 略 (交付決定等)</p> <p>第9条 市長は、前条第1項に規定する補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは東松山市_____ 空き家利活用補助金交付決定通知書(様式第4号)により、交付しないことを決定したときは東松山市_____ 空き家利活用補助金不交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知する。</p> <p>第10条 略 (変更承認申請等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 第9条第1項に規定する交付決定通知書を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定により補助対象事業を変更し、又は中止し、若しくは廃止する場合は、東松山市_____ 空き家利活用補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。</p>	<p><u>バンクの利用申込書を提出した者で、市外から市内に転入して5年以上居住する意思があるもの(以下「空き家利用者」という。)</u></p> <p>(2) <u>実施要綱第4条の規定により空き家バンクに登録の決定を受けた者で、空き家利用者に空き家を売却又は賃貸するもの(以下「空き家所有者」という。)</u></p> <p>2 略</p> <p>第5条～第7条 略 (交付申請)</p> <p>第8条 規則第4条第1項の申請書の様式は、東松山市<u>移住促進</u>空き家利活用補助金交付申請書(様式第1号)のとおりとする。</p> <p>2～3 略 (交付決定等)</p> <p>第9条 市長は、前条第1項に規定する補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは東松山市<u>移住促進</u>空き家利活用補助金交付決定通知書(様式第4号)により、交付しないことを決定したときは東松山市<u>移住促進</u>空き家利活用補助金不交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知する。</p> <p>第10条 略 (変更承認申請等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 第9条第1項に規定する交付決定通知書を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定により補助対象事業を変更し、又は中止し、若しくは廃止する場合は、東松山市<u>移住促進</u>空き家利活用補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。</p>
--	--

<p>3 市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合において、補助対象事業の変更等を承認するときは、補助事業者に対し、東松山市_____空き家利活用補助事業変更(中止・廃止)承認通知書(様式第7号)により通知するものとする。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第12条 規則第12条の報告書の様式は、東松山市_____空き家利活用補助金事業実績報告書(様式第8号)のとおりとする。</p> <p>2～4 略</p> <p>(補助金の額の確定)</p> <p>第13条 規則第13条の補助金の額の確定通知の様式は、東松山市<u>移住促進</u>空き家利活用補助金額確定通知書(様式第9号)のとおりとする。</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第14条 前条に規定する補助金額確定通知書を受けた補助事業者は、速やかに東松山市<u>移住促進</u>空き家利活用補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第15条 略</p> <p>(財産処分の制限)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 補助事業者は、規則第16条の規定に基づき、補助対象事業により取得した財産の処分について承認を得ようとするときは、東松山市_____空き家利活用補助金に係る財産処分承認申請書(様式第11号)により市長に承認を受けなければならない。</p> <p>第17条 略</p> <p>別表(第4条、第7条関係)</p>	<p>3 市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合において、補助対象事業の変更等を承認するときは、補助事業者に対し、東松山市<u>移住促進</u>空き家利活用補助事業変更(中止・廃止)承認通知書(様式第7号)により通知するものとする。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第12条 規則第12条の報告書の様式は、東松山市<u>移住促進</u>空き家利活用補助金事業実績報告書(様式第8号)のとおりとする。</p> <p>2～4 略</p> <p>(補助金の額の確定)</p> <p>第13条 規則第13条の補助金の額の確定通知の様式は、東松山市<u>移住促進</u>空き家利活用補助金額確定通知書(様式第9号)のとおりとする。</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第14条 前条に規定する補助金額確定通知書を受けた補助事業者は、速やかに東松山市<u>移住促進</u>空き家利活用補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第15条 略</p> <p>(財産処分の制限)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 補助事業者は、規則第16条の規定に基づき、補助対象事業により取得した財産の処分について承認を得ようとするときは、東松山市<u>移住促進</u>空き家利活用補助金に係る財産処分承認申請書(様式第11号)により市長に承認を受けなければならない。</p> <p>第17条 略</p> <p>別表(第4条、第7条関係)</p>
---	---

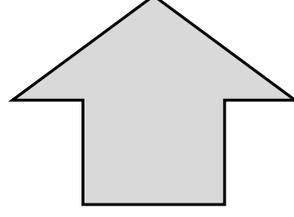
補助金限度額				補助金限度額													
～	～	～	～	～	～	～	～										
加算額				加算額													
～	～	～	～	～	～	～	～	(1) 子育て世帯の場合 5万円 (2) 三世帯同居・近居 の場合 5万円 (3) 市内事業所勤務者 の場合 5万円 (4) <u>転入者の場合</u> 5万円	～	～	～	～	～	～	～	～	(1) 子育て世帯の場合 5万円 (2) 三世帯同居・近居 の場合 5万円 (3) 市内事業所勤務者 の場合 5万円
～	～	～	～	～	～	～	～	(1) 子育て世帯の場合 5万円 (2) 三世帯同居・近居 の場合 5万円 (3) 市内事業所勤務者 の場合 5万円 (4) 市内業者が施工の 場合 5万円 (5) <u>転入者の場合</u> 5万円	～	～	～	～	～	～	～	～	(1) 子育て世帯の場合 5万円 (2) 三世帯同居・近居 の場合 5万円 (3) 市内事業所勤務者 の場合 5万円 (4) 市内業者が施工の 場合 5万円
		～	～	～		～	～	(1) 市内業者が施工の 場合 5万円			～	～		～	～		(1) 市内業者が施工の 場合 5万円
～				～													

令和8年度東松山市空き家実態調査の手法について

令和8年度に実施予定の調査では、従来の手法を改め、市が取得できる情報を活用することによって自治会の負担軽減を図りつつ、将来にわたって継続可能な手法へ変更します。

従来

1. 自治会が地区内を巡回し、地図に空き家をプロットする。
2. 市が地図から空き家の所在地番を調べる。
3. 市が空き家の所有者等を調査する。
4. 市が必要に応じて現地を確認する。

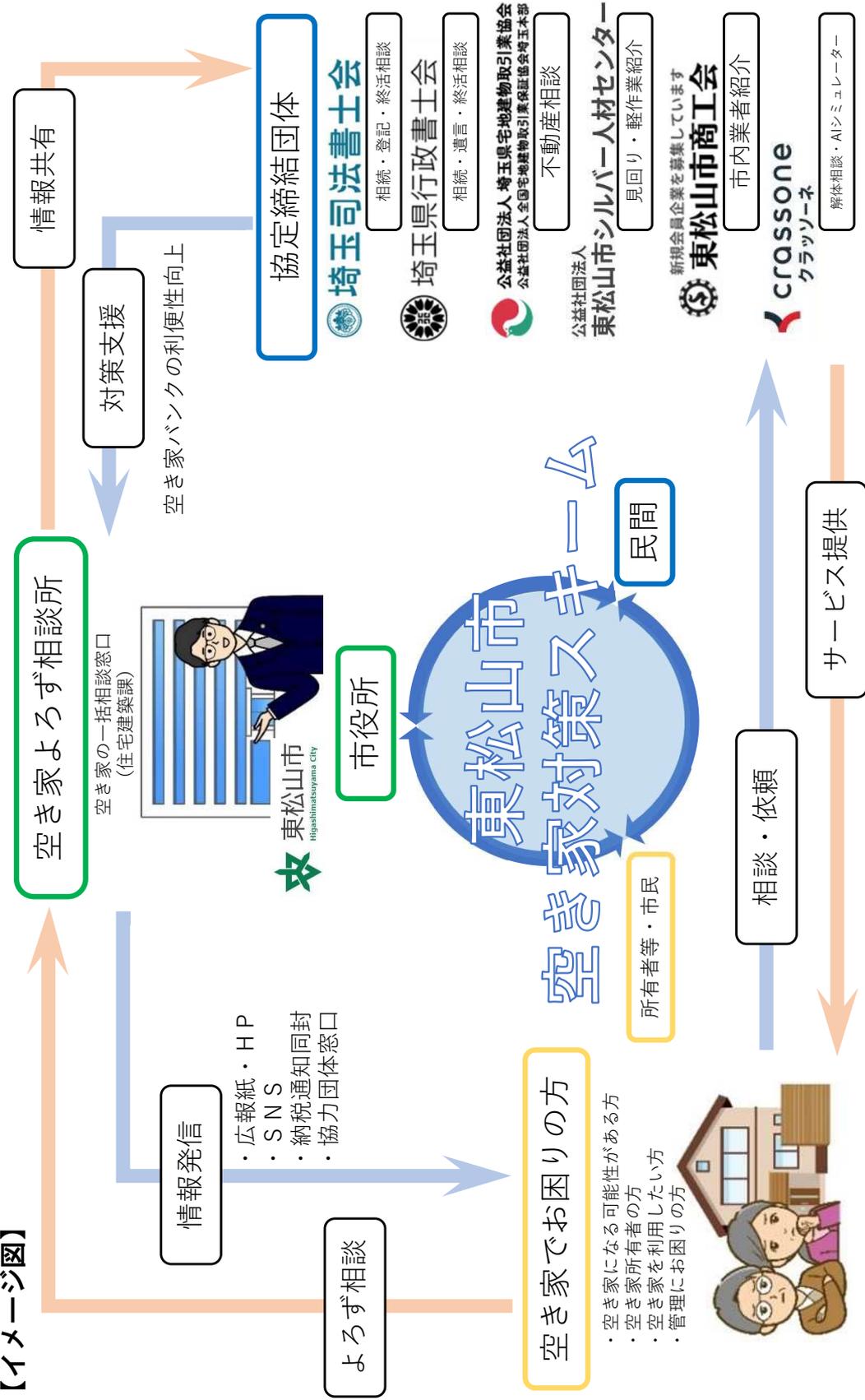


変更後

1. 市が水道使用量のデータを基に空き家を抽出する。
2. 自治会は地区の空き家に関する情報を市へ提供する。
(巡回調査は行わず、把握している空き家情報を提供していただきます)
3. 市が空き家の所有者等を調査する。
4. 市が必要に応じて現地を確認する。

(新) 東松山市空き家対策スキーム

【イメージ図】



【効果】

- ・ 相談者が窓口迷わず、解決までの道筋が明確になる
- ・ 相続放棄・管理不全の抑制につながる
- ・ 空き家バンクへの登録や流通の促進により、有効活用、市場活性化につながる
- ・ 解体・修繕・管理などの発注につながり、地域経済活動にも寄与する

【スケジュール案】



1 空き家対策における課題

- ・ 効果的な情報発信が行えていない
- ・ 空き家に関する事務が分散している
- ・ 空き家バンクなど各種取り組みが効果的に実施されていない

2 取り組むべき施策

- ・ 空き家よろろず相談所の設置
- ・ 情報発信の拡充
- ・ 適正管理や除却を促すため実績ある企業の力を活用
- ・ 利用者の視点に立ち各種の空き家対策施策を一元化

3 「空き家よろろず相談所」とは…

- ・ 空き家に関するあらゆる相談を市が一括して受け付ける窓口
- ・ 市が相談内容を整理し、適切な専門家につなぐ役割を担う
- ・ 市民は自ら専門家を選定する必要がなくなる